

四	三	二	一	○
發行方法の法	用振替等の適	の法律項及び根拠	の法律発行の項及	平成条件等を次の一とおりとおり告示第

のし定あ争争う札価振の以律社条第一並年特投図財回利付件等を次の一とおりとおり告示第

決、めつ入入。へ格替適下へ債第四平び法例融る政國庫債券(十年)へ昭和五十七号

定価らて札札に以を機用「平、一十成に律に資た運財務大臣藤井裕久

を格れられ、と發によ下競闘を振株項六十特別十會公債必要の規定に利付國債の基づき、大藏行

受競た価同行る「争は受け法」式等の振替法計に第十年の昭和五十七年大藏行

け争利時「發価に日けるもといふ。」と行格付本法第十七條に第十年の昭和五十七年大藏行

た入競にと行競し銀もいふ。」と行格付本法第十八條に第十年の昭和五十七年大藏行

各札争行い(以争て行のう。)申に入わう(以争て行のう。)申に入わう(以争て行のう。)申に入わう(以争て行のう。)

込おそれれ。」下入行ととし。」下入行ととし。」下入行ととし。

みいのに入る、「札わする。」のれ。」のれ。」のれ。」のれ。

のて利お入価価「れ。」のれ。」のれ。」のれ。」のれ。

応募率い札格格とる。そ規  
募入とてで競競い入の定

のし定あ争争う札価振の以律社条第一並年特投図財回利付件等を次の一とおりとおり告示第

決、めつ入入。へ格替適下へ債第四平び法例融る政國庫債券(十年)へ昭和五十七号

定価らて札札に以を機用「平、一十成に律に資た運財務大臣藤井裕久

を格れられ、と發によ下競闘を振株項六十特別十會公債必要の規定に利付國債の基づき、大藏行

受競た価同行る「争は受け法」式等の振替法計に第十年の昭和五十七年大藏行

け争利時「發価に日けるもといふ。」と行格付本法第十七條に第十年の昭和五十七年大藏行

た入競にと行競し銀もいふ。」と行格付本法第十八條に第十年の昭和五十七年大藏行

各札争行い(以争て行のう。)申に入わう(以争て行のう。)申に入わう(以争て行のう。)申に入わう(以争て行のう。)

込おそれれ。」下入行ととし。」下入行ととし。」下入行ととし。

みいのに入る、「札わする。」のれ。」のれ。」のれ。」のれ。

のて利お入価価「れ。」のれ。」のれ。」のれ。」のれ。

応募率い札格格とる。そ規  
募入とてで競競い入の定

## 五

ハロイ  
方募

別債行争非者特国札非  
 参市及入価・別債発競  
 加場び札格第参市行争  
 者特国發競I加場入行争の

込募各割各当も各  
 み限國り申ての申  
 の度債當込るか込  
 応額市てみ。らみ  
 募の場るのその  
 額範特。応のう  
 を囲別募応ち  
 割内参額募応  
 りに加を額募  
 当お者案を価  
 ていご分順格  
 るてとに次の  
 。各のより割高  
 申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価  
 入場も加、た価格国定特あ争争す得格  
 札特の者財後格競債め別つ入るらを  
 発別にご務に競争市る参て札札もれ募  
 行参よと大行争入場も加、と発のる入  
 一加るに臣わ札特の者財同行に価額  
 と者発応がれ札發別にご務時一よ格に  
 い・行募各の行参よと大にとるをよ  
 う第へ限國る募一加るに臣行い發そり  
 )。II以度債入と者発応がわう行の加  
 非下額市札のい・行募各れ。(以發重  
 価一を場で決う第へ限國る、下行平  
 格国定特あ定一I以度債入価一価均  
 競債め別つを及非下額市札格非格し

六

イ

発

ハ

口

行 争 非 者 特 国	札 非	入 価 入 価 ·
入 価 · 別 債	發 競	札 格 行 札 格 第
札 格 第 參 市	行 争	發 競 發 競 II
發 競 I 加 場	入	行 争 額 行 争 非

六債の特投図財億債の特投図財億はづ律百で利第入り確う円額  
十に規例融る政六に規例融る政五、き第十一付一れ財保ち面  
四つ定に資た運千つ定に資た運千額發六万兆国項の政を、金  
億いに關特め當五いに關特め當百面行十円五債の特投図財  
円て基す別のに百て基す別のに九金し二、千に規例融る政  
で  
、づる会公必万、づる会公必十額た條特三つ定に資た運一  
額き法計債要円額き法計債要万で利第別百いに關特め當兆  
面發律かのな面發律かのな円三付一會六て基す別のに九  
金行第ら發財金行第ら發財千国項計十はづる会公必千  
額し二の行源額し二の行源七債のに七、き法計債要百  
でた条繰及のでた条繰及の百に規関億額發律かのな五  
千利第入り確七利第入り確八つ定す四面行第ら發財十  
七付一れ財保十付一れ財保十いにる千金し二の行源三  
百国項の政を四国項の政を五て基法八額た条繰及の億

イ 一	十 十	九 八	二	ハ ロ イ	七	二									
発 価	振 替	額 最 低	行 争	非 者	特 国	行 争	非 者	特 国	入 札	非 入 価	込	行 争	非 者	特 国	
格 行 競 争	行 單 位	額 面 金	入 価 札	・ 別 債	入 価 札	・ 別 債	發 競	競	札	格	金	入 価 札	・ 別 債	格	第 參 市
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 三 十 七	平 成 。整 數 倍 一 年 十 月 九 日 よ る も の と	す る の 記 載 又 は 規 定 金 額 によ る 最 低 額 口 座 金 簿	額 の 記 替 法 の 規 定 に よ る 最 低 替 額 口 座 と	振 替 単 位	五 万 円 百 七 十 億 七 千 三 百 十八 万	円 千 五 百 七 十 億 七 千 三 百 三 十 二 万 七 千	二 千 五 百 七 十 億 七 千 三 百 三 十 六 万 七 百 二	円 兆 九 億 九 千 二百 二十 六 三 千 百 二	七 十三 四 百 九 九 九 三百 三十 六 万 七 千	十一 兆 九 千 二百 二十 六 三 千 百 二	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	行 争 競 競 競 競 競 競 競 競 競 競 競 競 競 競	非 者 債 債 債 債 債 債 債 債 債 債 債 債 債 債	特 別 會 項 に 規 定 する 基 律 第 四 十 六	条 利 付 項 債 規 定 に 有 る 法 律 第 四 十 六

の経利入価・別債行争非者特国札非入  
払過札格第参市及入価・別債発競札  
込利発競Ⅱ加場び札格第参市行争發  
み子率行争非者特国發競Ⅰ加場、入行

(二)  
時額金にの口るに  
にへ額よに座も係發  
おたにりつにのる行  
いだ百算い記と所時  
てし分出て載し得に  
取、のしは又て税お  
得当二た、は振がい  
す該十金前記替源て  
る國を額記録口泉、  
者債乗か(一)さ座徵そ  
がをじらのれ簿収の  
非發た當算る中さ利  
居行金該式ものれ子

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{13}{100} \times \frac{19}{365}$$

(一) 年	錢 額 錢
む十式は 一	面 以
も号に、募・	金 上
のによ払入三	額 の
と規り込決バ	百 円
す定算金定ト	そ れ
るす出額のセ	に ぞ
。るしに通ン	つ れ
期た加知ト	き の
日金えを	百 应
に額、受	円 募
払を次け	三 価
い第のた	十 格
込二算者	八

二 十 十 十  
十 九 八 七 六

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		參	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する利子を支払う。前項の規定に依る  
額は、平成三十一年九月二十日現在の日本銀行の金利を基準とす  
る。  
財務大臣から通知を受けた者は、前項の規定による利子を支払う。

額面金額 ×  $\frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$